

令和2年度 高根沢町産「とちぎの星」のプロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

高根沢町産「とちぎの星」が大嘗祭の献上米に選ばれたことをきっかけとし、今までの交流人口（一時的）を関係人口（滞在型）へ誘導することと、東京圏をターゲットとしたインパクトのある周知とマーケティング、成果検証をすることにより、今後の町への転入促進に向けた契機にすることを目的とします。

2. 業務の名称、履行期間、履行内容

(1) 業務の名称

令和2年度 高根沢町産「とちぎの星」のプロモーション業務

(2) 履行期間

契約締結日 ～ 令和3年3月22日（月）

(3) 履行内容

高根沢町産「とちぎの星」のプロモーション業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）の委託業務のうち、令和2年度の履行期間（契約締結日～令和3年3月22日）の業務に限ります。

3. 見積限度額

限度額 22,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではありません。

プロポーザル選定結果に基づき、町は選定された受注予定者と協議を行い、見積限度額を上限として契約を締結するものとします。

4. 受注者決定までの事務手順

- ① プロポーザル実施要領等の公告
令和2年9月1日（火）
- ② 参加表明書の提出期限
令和2年9月11日（金）17時必着
- ③ 参加資格決定通知発送日
令和2年9月15日（火）
- ④ プロポーザル実施内容等に関する質問書の提出期限
令和2年9月16日（水）17時必着
- ⑤ プロポーザル実施内容等に関する質問書の回答発送日
令和2年9月18日（金）
- ⑥ 企画提案書の募集期間
令和2年9月23日（水）～令和2年10月15日（木）17時必着

- ⑦ 辞退届
令和2年10月15日(木)17時必着
- ⑧ 企画提案内容に対する質問書の送付(審査委員会から提案者へ)
令和2年10月20日(火)17時まで
- ⑨ 企画提案内容に対する質問の回答期限(提案者から審査委員会へ)
令和2年10月22日(木)17時必着
- ⑩ 審査委員会
令和2年10月27日(火)
- ⑪ 審査結果の通知発送日
令和2年10月28日(水)

5. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル

6. 参加資格、参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 参加資格

本業務の提案に参加を希望する者は、次の参加要件をすべて満たすものとします。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- ・ 高根沢町の町税等の滞納がないこと。
- ・ 申告所得税(法人にあっては法人税)、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ・ 業務に関し、法律上必要とする資格を有する者であること。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ・ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ・ 高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成21年高根沢町告示第197号)に基づく、入札参加指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 高根沢町暴力団排除条例(平成24年高根沢町条例第5号)に規定する暴力団又は反社会的勢力でないこと。
- ・ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

(2) 参加表明書の提出期限

令和2年9月11日(金)17時必着

(3) 参加表明書の提出方法

- ・ 提出場所 業務担当課
- ・ 提出物 様式1、様式2
- ・ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留または簡易書留とし、業務担当課に電話の上、到着を確認してください。)
- ・ 受付時間 平日の8時30分から17時15分まで(提出期限日については、17時まで)

7. 提案書作成要領（提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限等）

（1）提案内容

企画提案書は、要求水準書を踏まえた上で作成し、次のすべてを満たすものとします。

- ・企画提案書は要求水準書の「5. 委託業務内容」の項目毎に令和2年度から令和4年度までの企画内容を記載してください。
- ・要求水準書の業務内容については、標準例を示しています。その他、項目毎に本業務の目的を達成するために有効な手段や方策を自由に提案してください。
- ・令和2年度の業務内容及び工程が確認できる令和2年度業務仕様書（案）を添付してください。
- ・令和2年度業務の見積額（総額、内訳、諸経費、消費税及び地方消費税額を明記する。）を添付してください。
- ・会社概要（設立年月日、資本金、直近の売上高、従業員数、業務内容、会社の特徴を明記してください。）及び過去3年間の類似事業の実績（平成29年4月1日以降に実施したものを）を添付してください。
- ・企画提案書は、1者1提案とします。
- ・企画提案書正本には、参加者名及び代表者印を押印して提出してください。
なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名が特定できるものを記載しないでください。

（2）その他企画提案書とあわせて提出する資料

- ・直近1カ年において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類（課税されている全税目についての納税証明書あるいは完納証明書を添付してください。）

（3）企画提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限等

- ・企画提案書の様式は任意としますが、企画提案書を綴る順序は次のとおりとします。
 - 1 企画内容
 - 2 令和2年度業務仕様書（案）
 - 3 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税及び地方消費税額を明記する。）
 - 4 会社概要
 - 5 類似事業の業務実績
- ・企画提案書の用紙は原則としてA4版を使用することとし、A3版を使用する場合には、A4サイズに折り込んでください。
- ・企画提案書は下記中央にページ番号をふり、用紙の上で綴じてください。（長辺綴じ、ホチキス2か所）
- ・企画提案書等の提出部数及び提出方法、提出期限等は次のとおりとします。
 - ① 提出部数 企画提案書 正本1部、副本15部
国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
正本1部、副本1部（コピー可）
 - ② 提出方法 持参又は郵送（宅配、小包も可）とします。
郵送の場合は、必ず荷物の配送状況が確認できる方法で郵送してください。
また念のため、業務担当課に郵送した旨を電話の上、到着を確認してください。
 - ③ 提出場所 業務担当課
 - ④ 提出期間 令和2年9月23日（水）～令和2年10月15日（木）17時必着
 - ⑤ 受付時間 平日の8時30分から17時15分まで（提出期限日については、17時まで）

(4) 企画提案書等提出書類の取扱

- ・提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
- ・提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
また提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがあります。

(5) 質問書の受付及び回答

本プロポーザル募集では説明会は開催しないため、参加表明書を提出した者が、実施要領及び要求水準書の内容について、不明な点がある場合には、簡易なものを除き、質問書（様式は任意）により受け付けます。

- ・提出期限 令和2年9月16日（水）17時必着
- ・提出場所 業務担当課
- ・提出方法 ファックス又はメール
- ・回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、参加資格決定者にファックスで回答します。
- ・回答日 令和2年9月18日（金）
- ・その他 質問の回答は、本要領又は要求水準書の一部として取り扱います。

(6) 参加辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を令和2年10月15日（木）17時必着で、業務担当課宛て提出してください。

(7) 企画提案内容に対する質疑応答

企画提案内容に対して、プロポーザル審査委員会から質問がある場合は、令和2年10月20日（火）17時までに、当該企画提案書の提出事業者に対し、電子メールで質問書を送付します。

質問がない事業者に対しても、質問がない旨を通知します。

質問を受けた事業者は、令和2年10月22日（木）17時までに、11.（2）のプロポーザル審査委員会事務局宛て電子メールで回答してください。その際、送信後に電話で着信確認をしてください。

なお、質問書に対する回答は、プロポーザル審査委員会が企画提案内容を理解するための補足資料として取り扱うものとします。また、質問書を送付したにもかかわらず期限までに回答がなかった場合は、企画提案内容の解釈はプロポーザル審査委員会に委ねられたものとします。

8. 審査の実施等

(1) 審査の実施

企画提案書は、町が設置する審査委員会において、決定した審査方法、審査基準等により、プロポーザル審査委員会が実施します。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、受注予定者名、審査結果の概要等を町ホームページで公開します。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

9. 提案書等の公開又は非公開の別

受注予定者の企画提案書は、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町

条例第1号)に基づく情報公開請求の対象となります。(個人情報等を除く。)
審査に関する書類は非公開となります。

10. 提案に係る費用負担に関する事項

企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

11. 所管課等

(1) 業務担当課

〒329-1292
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053
高根沢町企画課 企画調整係
TEL 028-675-8102 FAX 028-675-2409
メール keiei@town.takanezawa.tochigi.jp

(2) プロポーザル審査委員会事務局・契約担当課

〒329-1292
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053
高根沢町総務課 契約係
TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409
メール kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp

12. その他

(1) 契約の締結

- ・審査委員会において選定された受注予定者と、令和2年度契約締結の協議を行います。
- ・令和2年度契約の締結が、令和3年度及び令和4年度の契約を担保するものではありません。
- ・契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。また、協議後の企画提案書に基づく業務仕様書(案)は、契約時の仕様書として扱います。
- ・協議が整った後、業務仕様書(案)の内容に合わせた、高根沢町長宛ての「見積書」を、正本1部(代表者印を押印)提出してください。
(※総額、内訳、諸経費、消費税及び地方消費税額を明記してください。)
- ・契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の次点の者と協議を行います。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがあります。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- ③ 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他業務担当課又はプロポーザル担当課が指示した事項に違反したとき

⑦ 町の税金に滞納がある場合

(3) その他

- ・プロポーザル及び契約の手続き並びに委託契約の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- ・参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、受注予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で高根沢町に帰属するものとします。
- ・企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。
- ・委託業務における制作物の著作権は、高根沢町に帰属するものとします。委託契約期間終了後、高根沢町が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- ・企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。